

新型コロナウイルス感染症の陽性者などが発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール

令和 2 年 7 月 2 7 日
全国製麺協同組合連合会
全国めん類衛生技術センター

事業所・職場に、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）や濃厚接触者が発生した場合に当たって参考となるよう、事業所・企業の取組み事例を取りまとめたものです。

事業所・企業の実態に応じて、ご活用ください。

1. 従業員が発熱などの感染の疑いのある症状などがある場合

(1) 速やかに事業者（担当者か代表者）に報告（連絡）

従業員は事業者（担当者か代表者）へ速やかに報告（連絡）する。

(2) 自宅待機（出勤しない・させない）

事業者は、従業員に対して、自宅待機（出勤しない・させない）をさせる。

※ 従業員への指導

以下の症状がある場合は、保健所に問い合わせる。

- 1) 発熱、咳など、比較的軽い風邪の症状が、4日以上継続した場合。
- 2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状がある場合。
- 3) 高齢者、妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
- 4) 感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。

(3) PCR検査の実施

- 1) PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに事業者（担当者か代表者）に報告する。
- 2) また、PCR検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに事業者（担当者か代表者）に報告する。（結果が陰性であった場合も含む。）

(4) 健康情報の取扱い

健康情報の取扱いは、最小限の関係者に限るものとする。

2. 従業員が感染者（陽性者）などであると判明した場合

(1) 保健所へ速やかに連絡をする

1) 保健所の指導・指示を受ける

事業者は、感染者（陽性者）が確認された場合には、その旨を保健所に速やかに連絡し、対応について指導・指示を受ける。

（濃厚接触者の自宅待機など）

2) 保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え

① 保健所との窓口となる担当者（総括衛生管理者など）を決めておく。

総括衛生管理者などと保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

② 感染者（陽性者）の勤務状況や従事（担当）している場所、製造加工施設、事務室の見取図を準備しておく。

3) 感染者の人権に配慮する

感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。

3. 製造加工施設の消毒などが必要になった場合

(1) 保健所などより指導・指示がある場合

保健所が必要と判断した場合、その指示に従う。

(2) 特段の指示がない場合（緊急を要し、自ら行う場合も含む。）

事業所は、以下の方法によって実施する。

1) 消毒を行う箇所（拭き取り清掃）

感染者（陽性者）の従事した区域・場所

（陽性者が接触したと考える箇所）

① 事務室

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁、など

② 共有スペース

食堂や会議室の椅子や机、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバーと便座、など

2) 使用する消毒液や使用方法

1) アルコール（エタノールまたはイソプロパノール）（70%）

- 2) アルコール（エタノールまたはイソプロパノール）（70%）が入手できない場合
エタノール（60%台）または、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で、清拭などをする。

3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者

- ① 使い捨て手袋、マスク、ゴーグルなど眼を保護するものなどの保護具を着用する。
② また、手袋は滅菌したものでもなくてもよいが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後、手袋を外した後に流水、洗剤・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコールなどによる手指の衛生を必ず行う。

以上

【参考】

1. 「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応および事業継続に関する基本的なガイドライン」：農林水産省